

福島県道工事中バイク転倒事件

道路局道路交通管理課訟務係

福島県道工事中バイク転倒事件

〔一審判決〕平成一〇年三月二七日

福島地方裁判所 請求一部認容

〔二審判決〕平成一一年七月三〇日

仙台高等裁判所 請求一部認容（確定）

1 事件の概要

本件は、原告が自動二輪車を運転して県道を走行中に拡幅工事現場に突っ込み（以下「本件事故」という）、傷害及び後遺障害を負ったことにつき、当該工事を担当していた被告会社及び道路管理者である被告福島県に保安施設不備があったとして、損害賠償請求をしたものである（請求額…一億一五六万七、〇〇〇円）。

本件事故現場は、原告が進行してきた南側の片側二車線（拡幅工事済）の道路が進路前方でそのまま通行止になり、北側の同じく片側二車線の対向車線の内側車線に乗り入れて進行する形で、拡

幅工事前の片側一車線の道路での対面通行に戻るような交通規制がなされていた箇所であった。当該箇所にはパイプバリケードが設置されており、その上下には点滅式保安灯又は矢羽が設置されていた。また、この手前には、徐行、車線減少、右によれ等の標識及び移動式ガードレールが設置されていた。

2 原告の主張

本件事故現場における交通規制は変則的な交通規制であるから、被告会社には走行車両の運転者に対向車線へ乗り入れる形での進路変更を一見して明瞭な保安施設をもって周知徹底する義務があるが、被告会社が本件事故現場に設置した保安施設のうち、道路左側の最外側線を示すべく設置されたはずのガードレールは、本来道路中央部分とほぼ直線で結ばれるように設置されるべきところ、後半三分の一部分が道路左側方向に曲げられ、逆「く」の字形に設置されており、誤誘導のおそれのある不十分なものとなっていた。被告会社の

設置する保安施設については、道路管理者である被告県にも、それが設計基準に適合しているか否か確認し、不備があれば追加、修正すべき義務があるのであって、これを怠った被告県には、被告会社とともに本件事故により原告に生じた損害を賠償する責任がある。

3 判決の要旨

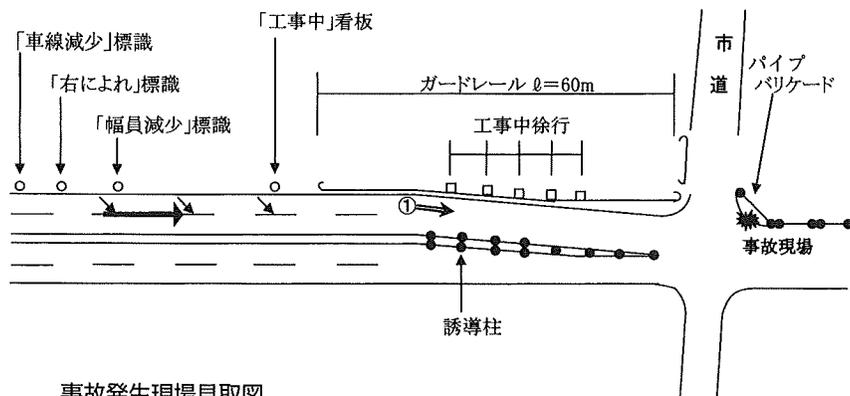
本件事故現場における保安施設の設置には不備があったというべきであり、被告会社及び被告県は義務を怠ったものとして、本件事故によって原告に生じた損害を賠償する責を負う。一方、原告は状況に応じて適切な運転をすべきところこれを怠った過失があり、その過失割合は八割が相当である（認容額…二、一四八万八、七九八円）。

4 判決のポイント

① 保安施設設置及び管理の不備について

本件事故現場における交通規制は、原告が走行してきた片側二車線の道路の左側（外側）車線が右側（内側）車線に合流後さらにこれが対向車線の内側車線に乗り入れる形での規制であるから、車線数減少の標識で通常行われる交通規制と異なる変則的な交通規制であるというべきである。一般に、片側二車線の道路で通行止めとせず道路工事を行う場合、一車線ずつ規

制を行って、少なくとも一車線については車両の通行を妨げないでこれを行うのが通例であり、これは運転者のみならず工事施工側にとっても公知の事実であるから、本件事故現場のよ



事故発生現場見取図

うに変則的な交通規制を行う場合、工事を施工する被告会社は保安施設によって走行車両の運転手にこれを周知せしめる義務があり、また、道路管理者である被告県はその不備がないよう管理する義務があるといふべきである。本件事故現場における保安施設は、手前の標識等により順次事前の告知を行い、最終的に道路左側のガードレールと右側の誘導柱によって右へと誘導していくことを目指して設置されたものであるところ、本件事故現場手前に市道との交差点があるため、ガードレール後半三分の一が左方へ曲げられ、逆「く」の字形に設置されることになり、その先の誘導をパイプバリケード及びその上下にそれぞれ設置された保安灯と矢羽に委ねることになった。しかし、ヘッドライトの下ではパイプバリケード及び保安灯はガードレールよりも視認性が劣るため、ガードレールに誘導されてきた運転者にとってその先を誘導するのはこれより約一メートル下の矢羽ということになるが、これは誘導としては連続性を欠く不適切なものであった。そして、事故現場手前に設置されていた「右によれ」と車線減少の標識は、当該変則的な交通規制までを告知せしめるものではなく、むしろ右側車線を走行してきた者にはそのまま進行すればよいものと誤信させ、左側車線を走行してきた者には右側に車線

変更しさえすればよいと誤信させてしまうおそれが多分にあるものであった。また、中央分離帯があった以上、右側車線を走行する者に変則的な交通規制を告知すべく中央分離帯上にも標識を設置すべきであったが、設置されていなかった。よって本件事故現場の保安施設の設置には不備があったといふべきであり、被告らは、当該保安施設の設置又は管理の義務を怠った者として、本件事故により原告に生じた損害を賠償する責を負うものである。

② 過失相殺について

本件事故当時の原告の自動二輪車の運転状況は、原告の日頃の運転状況、事故現場への突入状況から勘案すると制限速度の六〇キロメートルを大幅に超えるものではなく、上を見ても制限速度をやや上回る程度であり、暴走と評価できるものではなかったといふべきである。そうすると、原告は少なくとも本件事故現場手前の標識は視認しており、本件事故現場が工事中であることを認識していたといふべきであるが、工事区間であることを認識していた以上、道路交通法の徐行義務がないにしても、工事車両や工事従事者に留意して徐行すべきであり、これを怠った原告には過失があったといふべきであって、その割合は八割が相当である。